

兵庫県本庁舎電話のモバイル化に係る FMC 導入等業務 公募型プロポーザル仕様書

1 プロポーザルの名称

兵庫県本庁舎電話のモバイル化に係る FMC 導入等業務（以下「本業務」という。）
公募型プロポーザル

2 業務の目的

本業務は、県庁におけるフリーアドレスの導入、テレワークの推進など、職員の柔軟な働き方の実現を図るとともに、県民サービスの維持・向上を可能とする電話環境の整備を目的とし、現在、運用中の環境（電話交換機/PBX）との連携による FMC（Fixed-Mobile Convergence/固定通信と携帯電話の融合）サービスおよび公用携帯端末を導入する。

3 調達計画

（1）契約期間

開発に係る期間は、契約締結日から本番稼働の日までとし、機器導入及び保守運用に係る期間は、本番稼働の日から令和12年3月31日までを前提とする。

（2）スケジュール

本業務においては、令和6年5月から開発を開始し、次のとおり一部先行導入を行うことを前提として、機器調達及び開発等を行うものとする。本件を踏まえ、全工程を通じて無理のないスケジュール及び体制を提案すること。

①令和6年9月1日：

先行導入所属に携帯端末の配付を完了し、先行運用を開始。

②令和7年3月1日：

すべての携帯端末の配付を完了し、運用を開始すること。

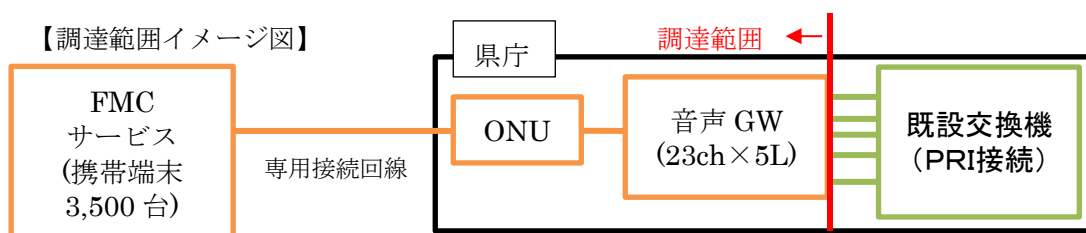
（3）調達範囲

本調達の範囲（責任分界）は、既設交換機との接続までとし、FMCサービスを利用するために必要な携帯端末（付属品を含む）、接続に必要な機器、アクセス回線、ケーブル等は、すべて本業務に含むものとする。

なお、FMCサービス対応の携帯端末と既設交換機経由の同時通話数は115チャンネル（23ch×5LのPRI接続）を想定しており、FMCサービスを利用するために必要となる既設交換機の改修は、本調達の対象外とする。

また、既設交換機（NEC製SV-9500）と接続するために必要な機器については、同時通話チャンネル数を考慮したものを選定し、県が指定する19インチラックに設置すること。

【調達範囲イメージ図】



4 調達仕様要件

別添「調達仕様要件表（募集要項_様式6）」のとおりとする。

なお、調達の前提条件は次のとおりとする。

(1) 利用時間

稼働時間については、平日、土日祝日を問わず終日の利用を想定すること。

(2) 利用環境

利用者数、利用端末数、既設交換機等は次のとおりとする

項目	内容
利用者数	約 3,500 名
利用端末台数	3,500 台 (R6.9.1 導入 400 台、R7.3.1 導入 3,100 台)
既設交換機との接続	・既設交換機 (NEC 製 SV-9500) ・PRI (23CH×5L、計 115CH) 接続を前提とする ・既設交換機との連携部分は、既設事業者等と打合せを行うこと

(3) 番号体系・発信方法及び通話料金

今回調達する携帯端末には、5桁 (7+4桁の予定) の内線番号を新たに設定することとし、以下に記載する既設交換機の利用方法は、現状のまま維持することが望ましいが、変更が必要な場合は、提案書に記載すること。

なお、携帯端末からの外線発信については、【(特番)+電話番号】とすることは可とする。(特番は1桁~2桁を想定しており、詳細は協議により決定するものとする)

また、変更に伴う費用が発生する場合は、本調達に含むものとする。

発信種別	現行の利用方法
外線	0を押したのち、相手側の電話番号を押す。(0発信) 【本庁 ⇒ 県民局等の県地方機関の庁舎は外線で発信】
内線	【本庁⇄本庁】 4桁の内線番号を押す。 【本庁 ⇒ 県庁周辺の内線相互接続をしている組織】 2桁の拠点番号 (8●+3桁の内線番号) 例) 本庁 ⇒ 県公社館 : 84-211

通話等にかかる費用については、以下のとおりとすること。

- ・内線通話：本調達に含めるものとする。(既設交換機に接続する内線固定電話との通話を含む)
- ・外線通話：モバイル発信(090、080等)を原則とし、すべての携帯端末で定額とすること。従量制の場合は、本県の通話時間等を考慮し、1台あたり100分/月(無料通話容量は団体内でシェアできること)として見積もり、具体的な料金体系等を提案書に記載すること。なお、国際通話、ナビダイヤルなど他社が料金設定している番号への通話料は定額通話の対象外として認める。
- ・データ通信：携帯端末1台あたり0.5GB/月(無料通話容量は団体内でシェアできること)以上の利用ができること。

(4) FMC 端末利用対象施設

連携する既設交換機は県庁舎 3 号館に所在する。

対象施設において、電波改善が必要な場合はその業務も含めること。

名称	所在地	備考
県庁舎 3 号館	神戸市中央区下山手通 5-10-1	既設交換機所在地
生田庁舎	神戸市中央区中山手通 6-1-1	
公館	神戸市中央区下山手通 4-4-1	
職員会館	神戸市中央区下山手通 4-18-2	
※東灘区	神戸市東灘区田中町 5-3-23	仮移転先庁舎
※中央区	神戸市中央区中山手通 7-28-33	仮移転先庁舎

※印の 2 庁舎（仮移転先）は、令和 6 年 9 月に携帯端末を先行導入する。

5 見積書等及び支払条件

(1) 見積書等

別添「見積総括表（募集要項_様式 7）」のとおりとする。

また、組織変更等により端末台数の増減が生じた場合の費用の増減について提案書に記載すること。

（原則は、月額費用のうち、端末費用（リース料、基本料等）に増減台数を乗じた金額を増減（契約変更）するものであるが、制約条件（例：増減する台数の単位、台数減の場合の個別条件がある等）等も含め具体的に記載すること）

(2) 支払条件

①初期費用、②月額費用（先行導入期間）、③月額費用（本稼働後）の支払条件は次のとおりとする。

①初期費用 令和 7 年 3 月～令和 12 年 3 月までの 61 ヶ月の均等割とする

②月額費用（先行導入期間[令和 6 年 9 月～令和 7 年 2 月までの 6 ヶ月]）

先行導入端末台数に応じた月額費用とする

③月額費用（本稼働後[令和 7 年 3 月～令和 12 年 3 月までの 61 ヶ月]）

先行導入端末を含むすべての端末台数に応じた月額費用とする

6 その他留意事項

(1) 業務の引継ぎに関する事項

本業務の契約履行期間の満了、全部若しくは一部の解除等、本業務が終了となる場合には、受託者は、本県の指示のもと、契約の終了日までに本県が継続して業務を遂行できるよう必要なデータを汎用的なデータ形式（CSV 等）に加工し提供する機能を実装すること。

(2) 関係者との調整及び技術支援、情報提供等

受託者は、本県の庁内電話に関連する業務に係る関係事業者等と必要に応じて調整等を行うこととし、本県の要請に基づく技術支援、情報提供（開示）に協力すること。